

東京あだち校舎における学生の自転車の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 東京あだち校舎における構内での自転車の取扱いを規定することにより、平常時や緊急時の通路を確保すると同時に、構内を危険なく歩行できる環境を整えるとともに、駐輪場を利用する学生が快適に利用できる環境を整備し、学生の安全を守ることを目的とする。

(乗り入れと駐輪)

第2条 構内へ乗り入れることができる自転車は、第7条に示す自転車登録を行った自転車に限る。ただし、民間業者との協定等に基づき乗り入れが認められているレンタサイクルについてはこれを除く。

第3条 構内における自転車の走行を禁ずる。

第4条 構内に乗り入れた自転車は定められた駐輪場に駐輪しなければならない。ただし、構内で開催されるイベント等において駐輪場とは別に指定する駐輪場が設定されている場合、または東京あだち校舎学生委員会・東京あだち教育支援課が認めた場合はこの限りではない。

2 自転車使用者は駐輪場の自転車ラックに前輪を入れた状態で駐輪しなければならない。

(防犯)

第5条 自転車の使用者は、警察が管轄している防犯登録制度に自転車を登録しなければならない。

2 構内の駐輪場における盗難防止のため、必ず施錠を行うとともに可能な限り二重ロック等の対策を講じなければならない。

(登録)

第6条 構内の駐輪場を使用する全ての自転車および自転車使用者は、東京あだち教育支援課にて登録を受けなければならない。

2 登録の有効期限は登録を受けた年度の年度末までとし、年度ごとに登録を受けなければならない。

3 自転車使用者は、登録時に身分を明らかにするとともに、本規程について厳守しなければならない。

4 民間事業者との協定等に基づき構内への乗り入れを認められているレンタサイクルについては、第1項の登録を要しないものとする。

(登録の手順)

第7条 登録の手順は次のとおりとする。

(1) 年度始めに東京あだち教育支援課にて登録の申請をする。

(2) 学生証を提示する。

(3) 所定の申請書に必要事項を記入するとともに、自転車登録証の発行を受ける。

(4) 自転車登録証を本人所有の自転車車体部の目立つ部分に貼付する。

2 自転車登録証を破損、紛失した場合および自転車を新たに購入した場合等、その理由によっては、年度始めに限らず、臨時再発行・追加登録を申請することができる。

(指導)

第8条 自転車使用者が本規程に反した場合は、その違反の程度に応じ、次のとおり指導を行うことができる。

(1) 違反自転車に対し、即時移動を求める警告書を貼付すること。

(2) 自転車登録証番号、自転車登録台帳より登録者(使用者)を確認、本人呼出しによる直接指導を行うこと。

(3) 前2号に定めるもののほか、本規程の目的に照らし、学内秩序の維持および学生の安全確保のために特に必要があると認める場合は、違反の程度に応じた適切な指導または措置を行うこと。

2 東京あだち教育支援課員は東京あだち校舎学友会と協力して適宜見廻りと指導を行う。

(自転車の撤去、廃棄処分)

第9条 避難、非常通路を含む全ての通路や、建物の出入口等を塞ぎ、著しく通行を妨げる自転車および所定の駐輪場以外に駐輪している自転車については、予告なく随時撤去を行い、

東京あだち教育支援課の責任のもと一定期間保管するものとする。

- 2 自転車登録証の無い自転車や有効期限を超えた自転車登録証を貼付している自転車についても撤去の対象とする。なお、一定の保管期間をおき、その期限までに使用者の申し出が無い場合には、自転車の所有権を放棄したものと見なし、廃棄処分することができる。
- 3 構内に長期間にわたり放置されている事が明らかな自転車については、期間の確認を行った上、自転車の所有権を放棄したものと見なし、前項と同様の処分に行うことができる。
- 4 撤去、廃棄処分した自転車について、大学は一切の責任を負わない。
- 5 構内の駐輪場における自転車の盗難、破損及び紛失等の事故について、大学は一切の責任を負わない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、東京あだち校舎学生委員会が決定する。

附 則

この規程は、令和7年12月3日から施行する。